

秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案について

自然保護課

1 改正理由

自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に関して識見を有する者のうちから自然環境保全推進員を委嘱する必要がある。

2 改正内容

知事は、自然環境の保全に関して識見を有する者のうちから自然環境保全推進員を委嘱することとする。（第39条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(自然環境保全推進員) 第三十九条 知事は、自然環境の保全に関して識見を有する者のうちから、自然環境保全推進員を委嘱するものとする。 2 前項の自然環境保全推進員は、自然環境の保全状況の把握及び保全に関する啓発その他の保全地域の自然環境の保全に資する活動を行う。	(自然保護指導員) 第三十九条 知事は、自然環境の保全状況をは握し、及び自然環境の保全のための指導等に当たらせるため、自然保護指導員を置く。 2 自然保護指導員は、非常勤とする。